

平成30年

第1回市議会定例会 議案第35号

函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める
条例（平成25年函館市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「放課後等デイサービスをいう。）の事業」の
後ろに「，居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型
児童発達支援をいう。）の事業」を加え、「同条第5項」を「同条第6
項」に改める。

第44条の次に次の1条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第44条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、
当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新た
に雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（障害
者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27
条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）
等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職
業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第51条中「，施行規則第6条の7第1号に規定する者に対して」を
削る。

第55条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第56条中「，施行規則第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第60条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第64条の次に次の1条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第64条の2 就労移行支援事業者は，利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう，通勤のための訓練を実施しなければならない。

第65条第2項中「(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)」を削る。

第69条中「第43条」の後ろに「，第44条，第45条」を加える。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，生活介護事業者等が実施すべき職場への定着のための支援および就労移行支援事業者が実施すべき通勤のための訓練に係る運営の基準に関する規定等を整備するため

